

国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

9百万円（10百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成14年12月の第57回国連総会において、2005年からの「持続可能な開発のための教育の10年」の実施に関する決議が採択され、現在ユネスコが中心となり、関係国際機関、各国政府、NGO等の協力を得つつ、国際実施計画を作成しているところである。

この国際実施計画を受けて、我が国においても「持続可能な開発のための教育」を主体的に展開していくことが求められるが、国内における持続可能な開発のための環境教育についてのガイドラインの策定と普及啓発を行う。

2. 事業計画

ガイドライン策定のための検討委員会開催

ガイドライン策定のための関係機関との調整

持続可能な開発のための環境教育についての最終的なガイドラインの策定

国連持続可能な開発のための教育の10年の普及啓発のための広報活動の実施

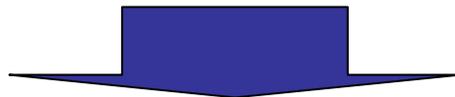
3. 施策の効果

2005年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」の着実な実施を推進することにより、国民に広く環境保全の普及・啓発活動を行うことが期待されるとともに、国民、NPO、行政等の各主体間のパートナーシップの連携が強化される。

国連持続可能な開発のための教育の10年の促進事業

ヨハネスブルグ・サミットで我が国が「持続可能な開発のための教育の10年」を提案

- ・H14.12. 国連総会において、2005年1月から、「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案採択
- ・現在、ユネスコがリードエージェンシーとして国際実施計画を作成中
- ・ユネスコの国際実施計画策定後、各国が国内実施計画を策定予定



2005年からの「国連持続可能な開発のための教育の10年」を推進する

- ・ガイドライン策定のための検討委員会開催
- ・持続可能な開発のための環境教育についての**最終的なガイドラインの策定**
- ・ガイドライン普及のための**広報普及活動の実施**



ガイドラインの策定、パンフレット等の広報普及活動の実施